

議員提出議案第 8 号

松戸市議会会議規則の一部を改正する規則

松戸市議会会議規則（昭和 41 年松戸市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条中「附け」を「付け」に改め、同条に次の 1 項を加える。
- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
- 第 80 条に次の 1 項を加える。
- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 27 年 6 月 25 日

松戸市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第80条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第80条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>